

平成二十八年一月十九日受領  
答弁第一一五号

内閣衆質一九〇第一五号

平成二十八年一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出TPP交渉の大筋合意に伴う政府の認識及び見解等に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出ＴＰＰ交渉の大筋合意に伴う政府の認識及び見解等に関する質問に対する

### 答弁書

一から三までについて

環太平洋パートナーシップ協定交渉（以下「交渉」という。）において、御指摘の「重要五品目」については、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年大蔵省告示第九十四号）の輸入統計品目表上、五百八十六品目があり、そのうち約七割に相当する四百十二品目を関税撤廃の対象の例外としたほか、米、麦及び乳製品に関する国家貿易制度を維持し、関税撤廃の対象とする品目についても、輸入実績が少ないもの、国内農産品との代替性が低いもの又は関税撤廃をすることがかえって農業者にメリットを与えることになるものに限定するなど、交渉の結果として最善のものとなったと考えている。

加えて、「総合的なＴＰＰ関連政策大綱」（平成二十七年十一月二十五日ＴＰＰ総合対策本部決定）に基づき、意欲ある農林漁業者が安心して経営に取り組めるようにすることにより確実に再生産が可能となるよう、交渉で獲得した措置と合わせて、政府全体で責任を持って万全の国内対策を講じていく考えである。

政府としては、衆議院及び参議院の農林水産委員会の決議をしっかりと受け止め、全力で交渉に当たってきたところであり、国益にかなう最善の結果を得られたと考えている。交渉の結果を当該決議に照らしてどのように評価するかについては、国会で御判断いただくことであるが、政府としては、当該決議の趣旨に沿う結果を得られたと考えている。